

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

障害福祉課

○ 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の廃止

〃

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

治山課

【公告】

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

【正誤】

○ 土砂災害警戒区域の指定の正誤

〃 防災砂防課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
令和三年十二月十四日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
荘内クリニック	玉野市迫間2138-2	R3.11.1
総社みなみ歯科	総社市駅南1-29-1	R3.11.1

◎岡山県告示第六百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

令和三年十二月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施術所を開設している施術者

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
井元 利明	井元針灸院	玉野市八浜町八浜 1 4 3 9 - 2 - 2 F	R2. 9. 30

◎岡山県告示第六百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和三年十二月十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年12月14日 岡山県公報 第12353号

〔五二九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十二月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字鋸先キ四四〇―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区門前二五三一ニロワジュールⅡ一〇一

茂崎 達司

三 許可年月日及び許可番号

令和三年九月十三日岡山県指令建指第二一二号

令和3年12月14日 岡山県公報 第12353号

五・終わりが ら十・次の の所在地	頁・行・項目
真庭市美甘	誤
真庭市美甘／新庄村大所	正

一・三	頁・行
真庭市	誤
真庭市及び新庄村	正

〔二三〕平成二十四年二月三日付け公布岡山県告示第百十三号（土砂災害警戒区域の指定）に誤りがあった。

令和3年12月14日 岡山県公報 第12353号

〔二四〕平成二十八年三月二十九日付け公布岡山県告示第二百四号（土砂災害警戒区域の指定）に誤りがあった。

一・三	頁・行
笠岡市	誤
笠岡市及び井原市	正